

一般墓地募集（概ね12m²未満）

令和
7
年度

芦屋市霊園使用者募集

募集スケジュール（令和7年度）

本募集

申込受付	<u>受付期間 6月9日（月）～27日（金）当日消印有効</u> 上記期間内に申込書類を芦屋市環境課まで <u>郵送・持参</u> してください。
受付結果の通知	<u>7月15日（火）頃</u> 申込者宛に受付結果通知書を郵送します。7月18日（金）までに通知書が届かない場合は、芦屋市環境課までご連絡ください。
公開抽選	<u>7月25日（金）午前10時から</u> 場所：芦屋市役所 東館3階 小会議室4・5（参加自由） 受付結果通知書を持参の上、直接会場へお越しください。 
抽選結果の通知	<u>8月1日（金）頃発送</u> 申込者宛に抽選結果通知書を郵送します。 また、当選者には使用許可申請に必要な書類を同封します。
使用許可申請	<u>8月12日（火）～22日（金）</u> 芦屋市役所北館3階環境課まで申請書を持参していただき、使用にあたっての説明と納付書を配布します。
使用料・維持費の納付	<u>納付期限 9月22日（月）</u> 芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払いください。 使用料は永代、維持費は令和7年度分の月割相当額です。
使用許可	<u>使用許可日 11月1日（土）</u> 使用料・維持費の納付を確認した後、一般墓地使用許可書を発行し、郵送します。使用許可日以後、墓地を使用することができます。
墓石・巻石等の建立	<u>建立期限 令和8年10月31日（土）</u> 使用許可後1年以内に墓石、巻石等を建立してください。

2次募集(予定)



令和7年10月14日（火）～12月26日（金）

本募集終了後、空墓地がある場合は2次募集を行います。
ただし、10月14日（火）～16日（木）の間は、本募集の補欠当選者及び落選者のみを対象に受け付けします。

申込方法

本案内の内容をよくご確認の上、下記期間内にお申し込みください。

1 申込受付期間

令和7年6月9日（月）～6月27日（金） ※当日消印有効

※申込状況は、6月16日（月）・23日（月）に公開予定です。

2 申込先（郵送または持参）

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
芦屋市市民生活部環境・経済室環境課 霊園・火葬場係 あて

※令和6年6月1日より芦屋市役所北館3階に移転しました。

3 申込みできる区画数

1世帯につき1区画1通のみ

ただし、過去5年間に4回以上申込みし、一度も本募集に当選されなかった方は2区画申込みできます。

4 申込みできる方

次の①～⑤すべての項目に当てはまる必要があります。

- ① 令和7年6月27日までに1年以上（令和6年6月27日以前から）継続して、芦屋市に住民登録をしていること。
- ② 既に、芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- ③ 既に、芦屋市霊園合葬式墓地の生前申込を行っていないこと。
- ④ 使用許可後1年以内に墓石、巻石等を設置できること。
- ⑤ 使用料について、納付書発行後、概ね1か月以内（令和7年9月22日まで）に一括納入できること。

申込方法（続き）

5 申込書類

① 芦屋市霊園一般墓地使用申込書【全員】

希望する墓地の区画番号を1つだけ選んで申し込んでください。
2区画申込み対象の方は、過去の申込年度を必ず記入してください。

② 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの）【対象者のみ】

環境課が住民票を閲覧することに同意する場合は、添付不要です。
（①申込書内に同意チェック欄あり）

③ 埋火葬許可証（写し）【対象者のみ】

埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方(※)は、抽選の際に優先となります
ので、埋火葬許可証（写し）を同封してください。

※「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」とは、墓地や納骨堂に埋蔵もしくは収蔵したことがない遺骨が現に自宅等にある方（埋火葬許可証（原本）があること）をいいます。なお、他の墓地等からの改葬または分骨による申込みの方は優先となりません。

④ 戸籍謄本等【対象者のみ】

③の「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」で、申込者と遺骨の氏が異なる場合は、墳墓の祭祀者であることを証するために、申込者と遺骨の関係性がわかる戸籍謄本等を同封してください。

6 その他注意事項

- ・申し込まれる墓地の区画番号、申込者と被埋蔵者（遺骨）との続柄の記載漏れ等のないようご注意ください。
- ・申込み受付後に区画の変更はできません。
- ・申込者の変更は原則認めません。
- ・提出した書類等は返却しません。

当選者等の決定方法

I 当選者の決定方法

(1) 申込者が1名の区画

その申込者に決定します。

なお、2区画申込みをされた方（P.2参照）のうち、抽選なく決定した区画がある場合は、その区画に決定し、他方は辞退扱いとなります。

(2) 申込者が2名以上の区画

抽選により決定します。

ただし、「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」（P.3参照）を優先とし、それでも重複した場合は、その方々のみで抽選します。

なお、抽選となった方には、受付結果通知書にてお知らせします。

公開抽選（参加自由）

○日時 7月25日（金）午前10時から

○場所 芦屋市役所東館3階小会議室4・5

※受付結果通知書を持参の上、直接会場へお越しください。

※抽選結果は、市ホームページでも公開します。

2 補欠当選者の決定方法

公開抽選時に、区画ごとに抽選で1名の補欠当選者を決めます。当選者が辞退した場合は、繰上当選となりますので、後日連絡させていただきます。

当選後の手続き

当選者には、抽選結果通知の際に、今後の手続きの詳細をお知らせします。

申請書類（予定）

- ①一般墓地使用許可申請書（実印押印）、②一般墓地使用における同意書、③印鑑登録証明書、④戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

墓地募集区画一覧

区画番号	種別	面積(㎡)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
12-6-0023	芝生	9.2	10,350,000	11,224
12-4-0125	普通	6.0	6,750,000	7,320
13-5-0088	普通	2.4	1,800,000	2,928
13-5-0103	普通	3.8	2,850,000	4,636
13-5-0114	普通	3.8	2,850,000	4,636
13-5-0148	普通	2.2	1,650,000	2,684
13-5-0152	普通	2.3	1,725,000	2,806
13-5-0156	普通	2.4	1,800,000	2,928
13-5-0189	普通	2.1	1,575,000	2,562
13-5-0193	普通	1.9	1,425,000	2,318
13-5-0250	普通	5.5	4,125,000	6,710
13-5-0262	普通	3.7	2,775,000	4,514
13-5-0268	普通	1.5	1,125,000	1,830
13-5-0280	普通	5.0	3,750,000	6,100
13-5-1052	普通	1.2	900,000	1,464
13-5-1065	普通	2.6	1,950,000	3,172
13-5-1075	普通	5.2	3,900,000	6,344
13-5-1165	普通	2.3	1,725,000	2,806
13-5-2065	普通	2.6	1,950,000	3,172
13-5-2075	普通	5.2	3,900,000	6,344
13-5-2165	普通	2.3	1,725,000	2,806
13-5-3065	普通	2.6	1,950,000	3,172
14-5-0088	普通	3.9	2,925,000	4,758
15-5-0017	普通	1.7	1,275,000	2,074
15-5-0076	普通	1.4	1,050,000	1,708
16-5-0061	普通	1.6	1,200,000	1,952
16-5-0095	普通	1.5	1,125,000	1,830
16-5-0134	普通	1.8	1,350,000	2,196
16-5-1025	普通	1.2	900,000	1,464

区画番号	種別	面積(㎡)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
16-5-2025	普通	1.2	900,000	1,464
16-5-3025	普通	1.2	900,000	1,464
17-5-0143	普通	2.2	1,650,000	2,684
17-4-0155	普通	6.4	7,200,000	7,808
17-5-0288	普通	1.4	1,050,000	1,708
17-5-0380	普通	1.1	825,000	1,342
17-5-1207	普通	1.5	1,125,000	1,830
17-5-1237	普通	2.0	1,500,000	2,440
17-5-2237	普通	2.0	1,500,000	2,440
17-5-3237	普通	2.0	1,500,000	2,440
18-4-0064	普通	6.0	6,750,000	7,320
18-4-0066	普通	6.0	6,750,000	7,320
18-4-0076	普通	6.0	6,750,000	7,320
18-4-0078	普通	6.0	6,750,000	7,320
19-5-0064	普通	4.0	3,000,000	4,880
19-4-0095	普通	6.0	6,750,000	7,320
20-5-0151	普通	3.0	2,250,000	3,660
24-4-0155	普通	7.7	8,662,500	9,394
25-4-0080	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-4-0099	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-4-0113	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-5-0137	普通	5.9	4,425,000	7,198
25-4-0142	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-4-0160	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-4-0170	普通	6.0	6,750,000	7,320
26-5-0123	普通	4.0	3,000,000	4,880
27-4-0034	普通	6.0	6,750,000	7,320
31-4-0042	普通	6.0	6,750,000	7,320
31-4-0043	普通	6.0	6,750,000	7,320
32-5-0046	普通	1.0	750,000	1,220
32-5-0054	普通	2.8	2,100,000	3,416

区画番号	種別	面積(㎡)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
32-4-0069	普通	9.9	11,137,500	12,078
33-4-0005	普通	7.1	7,987,500	8,662
33-4-0013	普通	6.0	6,750,000	7,320
33-4-0078	普通	6.0	6,750,000	7,320
33-4-0102	普通	6.0	6,750,000	7,320
33-4-0117	普通	6.0	6,750,000	7,320
34-4-0014	普通	6.0	6,750,000	7,320
34-4-0039	普通	6.0	6,750,000	7,320
42-4-0026	普通	6.0	6,750,000	7,320
43-5-0067	普通	4.0	3,000,000	4,880
43-5-0087	普通	5.0	3,750,000	6,100
43-4-0152	普通	6.0	6,750,000	7,320
43-4-0194	普通	6.0	6,750,000	7,320
51-6-0015	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0025	芝生	6.4	7,200,000	7,808
51-6-0028	芝生	6.4	7,200,000	7,808
51-6-0044	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0047	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0059	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0077	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0146	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0152	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0159	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0163	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0235	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0261	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0262	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0290	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0301	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0306	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0322	芝生	6.7	7,537,500	8,174

区画番号	種別	面積(㎡)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
52-4-0040	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0089	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0113	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0124	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0125	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0132	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0170	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0196	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0206	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0013	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0016	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0032	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0034	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-5-0049	普通	4.0	3,000,000	4,880
53-4-0099	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0104	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0106	普通	6.0	6,750,000	7,320
54-5-0022	普通	4.0	3,000,000	4,880
54-5-0072	普通	4.0	3,000,000	4,880
63-4-0042	普通	6.0	6,750,000	7,320
63-4-0078	普通	6.0	6,750,000	7,320
63-4-0081	普通	6.0	6,750,000	7,320
63-4-0090	普通	6.0	6,750,000	7,320
63-4-0118	普通	6.0	6,750,000	7,320
63-4-0146	普通	6.0	6,750,000	7,320
63-4-0211	普通	6.0	6,750,000	7,320
63-5-0258	普通	2.4	1,800,000	2,928
64-4-0094	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0095	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0102	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0116	普通	6.0	6,750,000	7,320

区画番号	種別	面積(㎡)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
64-4-0177	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-5-0289	普通	4.0	3,000,000	4,880
65-5-0015	普通	4.0	3,000,000	4,880
65-5-0031	普通	3.8	2,850,000	4,636
65-5-0115	普通	5.0	3,750,000	6,100
65-5-0118	普通	4.0	3,000,000	4,880
66-5-0066	普通	3.0	2,250,000	3,660
71-5-0026	普通	4.0	3,000,000	4,880
74-5-0024	普通	3.0	2,250,000	3,660
74-5-0107	普通	3.0	2,250,000	3,660

- ・現地に区画番号・面積を標示しています。現状で貸付けしますので、必ず現地をご確認ください。
- ・募集区画は、一般墓地使用者（使用許可を受けた者）が使用しなくなったため、市に返還された再貸付墓地等です。
- ・1㎡当たりの永代使用料は、次のとおりです。

種別	面積	1㎡当たりの金額
普通墓地	6㎡以上12㎡未満	1,125,000円
	6㎡未満	750,000円
芝生墓地	一律	1,125,000円

- ・維持費（霊園の維持管理に必要な年間経費）は、次のとおりです。

種別	1㎡当たりの金額
普通墓地・芝生墓地（同額）	1,220円

※毎年4月に納付していただきます。

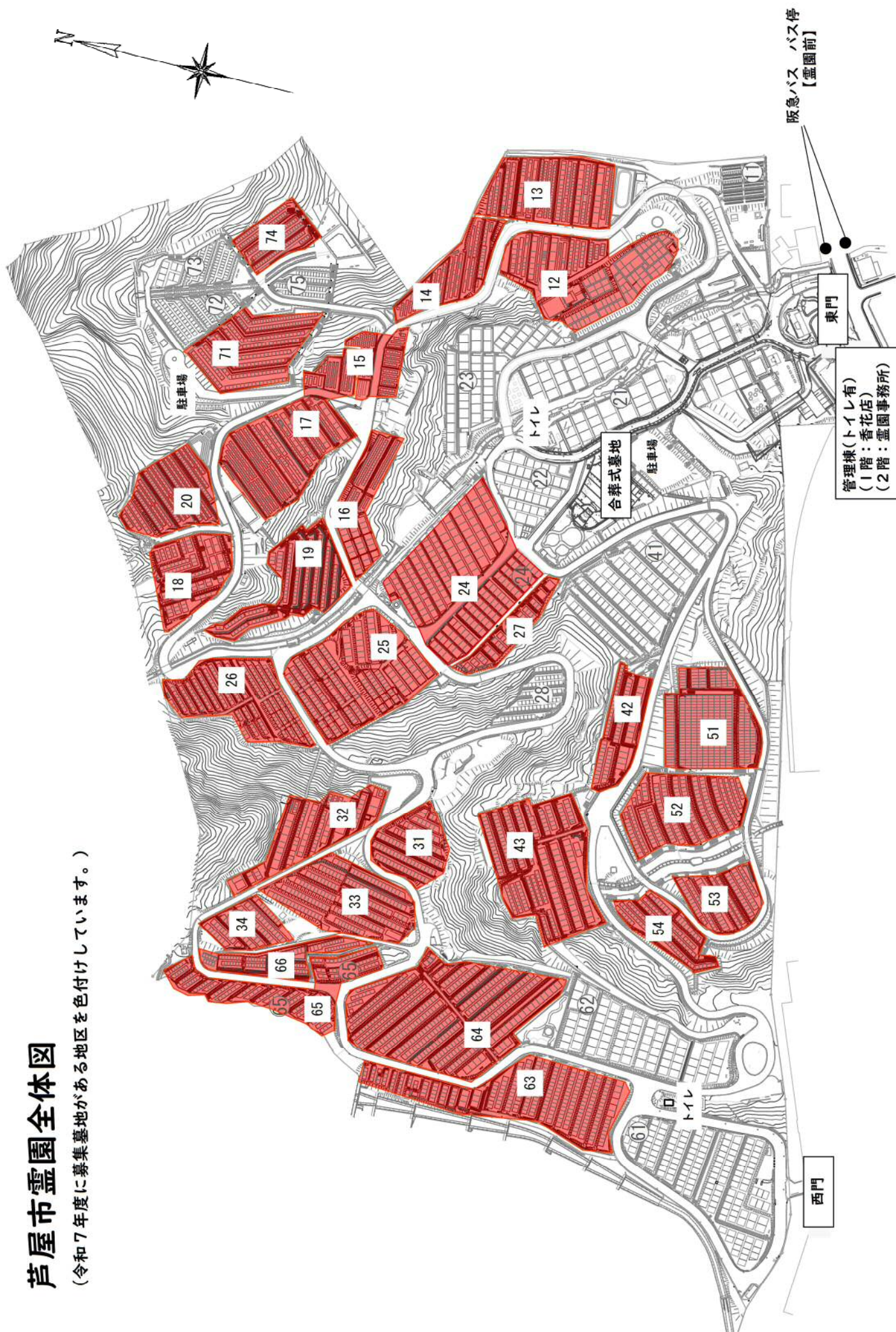
※令和7年度分は月割相当額となります。使用料と一緒に納付書をお渡ししますのでお支払いください。

※1㎡当たり1,220円は、令和7年4月現在の金額です。今後、条例改正により変更する場合があります。

- ・芦屋市では石材業者の指定はしておりません。また、石材業者等による申込み代行は受け付けできませんので、使用者ご自身でお申込みください。

芦屋市霊園全体図

(令和7年度に募集墓地がある地区を色付けしています。)



芦屋市一般墓地使用における注意事項

芦屋市霊園一般墓地の使用にあたっては、以下の項目を遵守してください。

1 使用の目的

一般墓地は、墳墓を造営し、又は堂塔、碑石若しくは形像類を建設する目的以外に使用することはできません。

2 墓碑の建立

墓碑の建立にあたっては、芦屋市の基準に従ってください。下記以外の基準等については、芦屋市環境課にお問い合わせください。

- (1) 墓碑は申込者で建立（刻印）してください。
- (2) 墓碑の建立は、使用場所一墓地（区画）につき一基です。
- (3) 芝生墓地は洋風墓地を設置する目的で造成したものですので、和風墓碑等の建立は認められません。
- (4) 墓碑等の工作物の建設等の際は施設建設施工届、建設後は施設建設完了届を提出してください。

3 使用場所の維持管理

墓所の中(使用許可区域内)は、申込者の責任で定期的に清掃や除草等の維持管理をしてください。

4 維持費の納付

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積1㎡当たり1,220円で算出した額を毎年4月に納付しなければなりません。

5 使用権の継承

使用者が死亡された後は、使用権の相続承継が必要です。生前承継はできません。

6 使用場所の返還

使用の場所が不用となったときは、一般墓地の利用者は、市に返還しなければなりません。返還の際は、ご自身の費用で更地（巻石等もすべて撤去）にしてください。

なお、一般墓地の使用許可日から3年以内に使用場所の全部を返還したとき(使用許可の取消しの場合を除く)は、使用料の7割相当額を返還します。

7 使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合には、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 許可を受けた目的以外に一般墓地を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めたとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をせず、放任のまま5年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備を設けず、1年を経過したとき。
- (6) 法令（墓地、埋葬等に関する法律）又は芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

8 使用権の消滅

次のいずれかに該当する場合には、使用権は消滅します。

- (1) 使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者から5年以内に使用承継の申出がないとき。
- (2) 使用者である法人等が解散したとき。
- (3) 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

9 届出・申請

次のような場合には、届出・申請が必要です。

- (1) 工作物等の建設、改修、撤去、移転又は植樹するとき。また、工作物等の工事を完了したとき。
- (2) 焼骨を埋蔵するとき。
- (3) 使用者が死亡し、使用権を承継するとき。
- (4) 使用場所を返還するとき。
- (5) 埋蔵されている焼骨を改葬するとき。
- (6) 一般墓地使用許可書の記載事項（本籍、住所又は氏名、法人等の住所又は代表者）に変更があったとき。
- (7) 一般墓地使用許可書を紛失、又は破損若しくは汚損により使用できなくなり、再交付が必要なとき。

